

平成29年2月28日  
日本生命保険相互会社

## 「議決権行使精査要領」の改正

日本生命保険相互会社（社長：筒井義信、以下「当社」）は、投資先企業の株主総会議案を精査する際の社内基準である「議決権行使精査要領」について、投資先企業の動向等を踏まえ、平成29年5月1日付で改正することを決定いたしました。

変更点の概要については別紙をご参照ください。また、議決権行使精査要領の全体像は下記のURLをご参照ください。

議決権行使精査要領（概要）（平成29年5月1日より適用）

URL：[http://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/details/unyou/pdf/seisa\\_youryou.pdf](http://www.nissay.co.jp/kaisha/csr/details/unyou/pdf/seisa_youryou.pdf)

## 変更点の概要

### 1. 社外取締役に関する独立性基準の導入

#### 【変更点（新基準）】

取締役会における社外取締役の全員が下記の独立性基準に該当する場合、取締役会の独立性に問題があると判断し、社外取締役選任について精査します。

- ・株式を10%以上保有する大株主出身者（実質的に大株主出身者と同等と判断される場合も含む）

当社は、企業のコーポレートガバナンスの強化に向けて、社外取締役が客観的な立場から経営監督機能を発揮することが重要であると考えております。

多くの企業において社外取締役の選任が進展した状況を踏まえ、社外取締役の実効性向上を促す観点から新たに取締役会の独立性基準を導入します。

#### <賛同となる主な事例>

- ・対話を通じて、実質的に独立性が担保されている状況であると判断される場合
- ・社外取締役の独立性を確保できなかっただけの相応の事情があり、改善に向けた意思や具体的な取り組み内容が納得的であると判断される場合

#### <不賛同となる主な事例>

- ・改善に向けた企業側の明確な意思が確認できない場合
- ・客観的に経営監督機能を発揮できていると判断できる納得的な説明が得られない場合

### 2. 買収防衛策の導入・更新議案に対する精査視点の導入

#### 【変更点（追加基準）】

買収防衛策は全ての議案を精査しておりますが、新たに下記の視点を追加します。

- ・独立社外取締役を複数名選任していない場合
- ・株主意思が適切に反映されないおそれのあるスキームである場合
- ・株価が低迷している場合

当社は、企業が買収を防ぐ手段として最も望ましいものは、持続的な利益成長等を通じ、中長期的に株式価値を高めることと考えております。

したがって、買収防衛策の導入の前提として、①企業が株式価値向上に努めていること、②企業側と買収側が十分な議論を交わすための時間や情報を確保し、株主が適切な判断を行う環境を整えることを目的に、当該防衛策が適切に運用されること、の二点が必要と考えております。こうした考え方にに基づき、当社は、以下のような視点で議案の賛否を個別に検討します。

- －複数の独立社外取締役が選任され十分な経営監督機能が発揮されているか
- －株主意が反映されないスキームを採用することで、企業によって買収防衛策が恣意的に運用されるおそれがないか
- －法務省、経産省の指針に沿った適切な内容のものであるか
- －買収者に経済的補償を与えるスキームとなっていないか
- －企業が業績改善を通じた株式価値向上に努めているか（業績や株価に課題がないか）

#### <賛同となる主な事例>

- ・上記指針に沿った適切な内容のものであり、企業が業績改善を通じた株式価値向上に努めている場合

#### <不賛同となる主な事例>

- ・買収防衛策を発動した場合、買収者に金員等を支払う可能性がある場合
- ・長期にわたる業績不振や株価低迷等により株式価値を毀損している企業において、買収防衛策の導入や更新により株式価値を更に毀損する懸念が大きいと判断される場合
- ・複数の独立社外取締役が選任されていない企業において、株主総会での承認を得ずに買収防衛策を導入・継続する場合や発動を検討する独立委員会がない場合
- ・買収防衛策の導入・継続や発動時に株主総会での承認を得ず、独立委員会も設置されていない場合

以 上

H28-1792G